

瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内の住宅及び居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）の土砂災害対策改修を実施する者に対し、予算の範囲内において瀬戸市土砂災害対策改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、土砂災害による危険から住民の生命の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害対策改修 既存の住宅等について、土砂災害に対する安全性を向上させるために外壁の改修、塀の設置等を行い、当該住宅等を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第80条の3の規定に適合させるものをいう。
- (2) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による1級建築士又は同条第3項の規定による2級建築士をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助金交付対象者」という。）は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する者
 - ア 住宅等を所有する者
 - イ 現にその住宅等に居住する者で所有者の同意を得た者
 - ウ アと同等の権利を有する者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (4) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者
- (6) 暴力団員が役員となっていない団体

(補助対象建物)

第4条 補助の対象となる住宅等（以下「補助対象建物」という。）は、瀬戸市内の特別警戒区域内に所在する住宅等（当該区域の内外にまたがるものを含む。）で、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に反していないもの
- (2) 住宅等の敷地が特別警戒区域に指定される前に建築された住宅等で、令第80条の

3の規定に適合しない構造であるもの

- (3) 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものではないもの
- (4) 当該住宅等及びその敷地において、瀬戸市土砂災害対策改修費補助金及び瀬戸市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の交付を受けていないもの
- (5) 次条に規定する補助の対象事業に関し、国その他地方公共団体の補助金等の交付を受けていないもの

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金交付対象者が補助対象建物について行う土砂災害対策改修であって、次の各号の全てを満たすものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 建築士が構造設計を行い令第80条の3の規定に適合することを当該建築士が証するもの（第4-2号様式）
- (2) 第8条の規定による申請をしようとする日の属する年度の1月31日までに当該補助対象事業を完了するもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の対象経費は、前条の補助対象事業における土砂災害対策改修に要する工事費とし、3,360千円を限度とする。

- 2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費に23%を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、772千円を限度とする。）とする。

(補助金の申込及び交付対象者の決定)

第7条 補助金の交付を希望する者（以下「申込者」という。）は、瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込を受理した場合において、その内容が適当と認めたときは、補助金交付対象者と認め、瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付対象者決定通知書（第2号様式。以下「交付対象者決定通知書」という。）を申込者に通知するものとする。
- 3 申込者は、補助対象事業を辞退しようとするときは、速やかに、瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付対象者辞退届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする申込者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付申請書（第4号様式）に別表第1に定める提出書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法

律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合で按分して得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定による申請書は、交付対象者決定通知書の通知日から起算して60日を経過する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付決定通知書(第6号様式。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

(着手の届出)

- 第10条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業に着手したときは、瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付事業着手届(第7号様式。以下「着手届」という。)を交付決定通知書の通知日から起算して30日を経過する日までに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前条の規定による通知を行った後、必要に応じて職員を現場に立ち入らせることができる。

(中間検査)

- 第11条 市長は、前条に規定する着手届が提出されたときは、当該土砂災害対策改修工事に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(地位の承継)

- 第12条 交付決定者が死亡した場合において、交付決定者の地位の承継を受けようとする者(以下「承継人」という。)が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長へ届け出ることができる。
- 2 交付決定者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、交付決定者の承継人が交付決定の内容で補助事業を行う意思があるときは、市長へ届け出ることができる。
 - 3 交付決定者は、前2項の場合を除き、当該補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。
 - 4 第1項及び第2項に規定する届出は、瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付事業地位の承継届(第8号様式)によるものとする。

(補助対象事業の変更)

- 第13条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後に補助対象事業の内容を変更するときは、補助対象事業の変更箇所の工事に着手する前に瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付事業変更承認申請書(第9号様式)に別表第2に定める提出書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更を伴わず、市長が軽微な変更内容と認めた場合は、瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付事業変更届出書(第10号様式)に別表第2に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付事業変更承認通知書(第11号様式)により、交付決定者に通知するものとする。
- 3 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に遂行することが困難になったときは、速やかに瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付事業遅滞等報告書(第12号様式)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書(第13号様式)により交付決定者に指示するものとする。

(補助対象事業の取りやめ)

- 第14条 交付決定者は、補助対象事業の廃止又は中止をしようとするときは、速やかに瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付事業取りやめ届(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告等)

- 第15条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して30日を経過する日までに瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付事業完了実績報告書(第15号様式。以下「完了実績報告書」という。)に別表第3に定める提出書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、完了実績報告書の提出があったときは、職員にこれを検査し、必要に応じて現場に立ち入らせることができる。
- 3 市長は、前項に規定する検査により不備が判明したときは、瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付事業検査結果不備事項通知書(第17号様式)により交付決定者に通知する。

(補助金の額の確定)

- 第16条 市長は、完了実績報告書を受理したときは、報告内容を審査し、適正と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、瀬戸市土砂災害対策改修費補助金交付事業完了確認通知書(第18号様式。以下「完了確認通知書」という。)を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第17条 完了確認通知書を受けた交付決定者（以下「確定通知者」という。）は、完了確認通知書の通知日から起算して5日を経過する日までに瀬戸市土砂災害対策改修費補助金支払請求書（第19号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書に基づき、確定通知者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他の法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第10条第1項に定める期日までに、着手届が提出されなかったとき。
- (4) 第15条第1項に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (5) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(消費税相当額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助金の交付を受けた確定通知者は、補助対象事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、瀬戸市土砂災害対策改修費補助金消費税仕入控除税額報告書（第20号様式）により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

提出書類	評価証明書（対象家屋に係るもの）又は登記事項証明書の写	
------	-----------------------------	--

	し	
	土砂災害対策工事見積書（施工業者又は建築士の記名及び押印のあるものに限る。）	
	案内図	
	現況図	
	土砂災害特別警戒区域であることが分かる資料	
	土砂災害対策改修計画図、その他改修方法を示す図書	
	誓約書	第 5 号様式
	土砂災害対策改修工事に係る工程表	
	設計者の建築士資格証の写し	
	設計者の所属する建築士事務所の登録書の写し	
	土砂災害対策改修計画に係る構造規定適合証明書及び根拠資料（建築基準法の規定による確認済証の写し（同法の規定による確認の申請が必要な場合に限る。）を添付する場合は、省略することができる。）。	第 4 - 2 号様式
	建物所有者と使用者が異なる場合は、所有者等を有する者全員の同意を得たことを証する書面	
	その他市長が必要と認める書面	

別表第 2（第 13 条関係）

提出書類	変更後の土砂災害対策工事見積書（施工業者又は建築士の記名及び捺印のあるものに限る。）	
	変更後の土砂災害対策改修計画図、その他改修方法を示す図書	
	その他市長が必要と認める書面	

別表第 3（第 15 条関係）

提出書類	工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）	
	工事写真（土砂災害対策改修工事の内容が確認できるもの。）	
	工事完了・同確認書（建築士の記名及び押印があるものに限る。）	第 16 号様式
	工事請負契約書の写し	
	建築基準法の規定による検査済証の写し（同法の規定による確認の申請が必要な場合に限る。）	
	その他市長が必要と認める書面	